

公 告

公募型プロポーザル方式により、西部地区運転免許センター庁舎広告付表示板設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年1月15日

鳥取県知事 平井伸治

1. 公募内容

(1) 件名

西部地区運転免許センター庁舎広告付表示板設置事業者の公募

(2) 事業内容

- ア 表示板を企画・制作し、行政財産の使用許可を受けて、県が指定する場所に設置すること。
- イ 表示板を維持管理し、定期及び随時に情報の更新を無償で行うこと。
- ウ 表示板を広告媒体として運用し、広告を募集、掲出すること。

(3) 設置場所

鳥取県米子市上福原1272-2 西部地区運転免許センター庁舎1階

(4) 表示板の設置箇所

2箇所

(5) 事業期間等

ア 事業期間は契約締結日から令和12年3月31日までの期間とする。

イ 広告料及び貸付料の対象となる広告掲出期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間とする。

ウ 広告掲出準備開始日は、事業者選定後に協議し、決定する。

エ 事業期間満了後は、契約の更新及び貸付期間の延長は行わない。

(6) 行政財産貸付料等

- ア 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27条）及び公有財産事務取扱要領（平成21年7月24日付第200900062482号総務部長通知）に基づき貸付料を徴収する。
- イ 貸付部分に係る光熱水費、表示板の設置及び撤去に要する工事費その他本事業実施に要する一切の経費は表示板設置事業者の負担とする。

2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間において、国、都道府県、市町村と本件業務と同程度の業務に係る契約を締結し、履行した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。
- (5) 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年3月19日付第200900193250号、第200900195212号、第200900195188号、第200900195552号、第147号、第200900195216号、第200900209089号）第3条に規定する者に該当しないと認められる者であること。

3 提案書の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、「西部地区運転免許センター庁舎広告付表示板設置事業者募集要項」により、提案書及び添付書類を作成の上、1提案を限度とし提出すること。

(1) 「西部地区運転免許センター庁舎広告付表示板設置事業者募集要項」の交付方法

ア 交付期間

令和7年1月15日（水）から同年2月13日（木）までの日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（2）のとおり

(2) 提案書の提出先及び問合せ先

〒680-8520

鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部警務部会計課庁舎管理係

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

メールアドレス k_tyoushaseibihosa@pref.tottori.lg.jp

(3) 提案書の提出期限

令和7年2月14日（金）午後5時までに提出すること。ただし、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、上記（2）の場所に送付すること。（期限内必着のこと。）

(4) 提案書の提出部数

ア 正本1部

イ 副本3部（副本は、複写可とする。）

(5) 質問の受付

ア 質問がある場合は、令和7年1月31日（金）午後5時まで受け付けるので、文書又はメールで提出すること（ファクシミリも可）。

イ 質問への回答については、令和7年2月7日（金）午後5時までに文書によりファックス、又はメールで回答する。

4 評価方法

提案書の評価は、審査委員3人が（1）及び（2）の方法により得点を算出して行う。

(1) 審査基準等

ア 審査項目及び着眼点

審査項目	審査の着眼点	配点
事業実施能力	<ul style="list-style-type: none">・法令等を遵守して事業を遂行する能力があるか。・組織、人員体制が確保されているか。・表示板を企画・制作する能力があるか。・表示板の適正な維持管理を行うことができるか。・広告募集等の事務を適正に行うことができるか。・同種の事業実績を有しているか。・継続的な事業実施が可能か。	20点
表示板の仕様、コン	<ul style="list-style-type: none">・表示板の情報が来庁者の利便向上等に資するもので	20点

テンツ等	<ul style="list-style-type: none"> 表示、デザイン、コンテンツが見やすく、わかりやすいものとなっているか。 行政情報（県全域地図等）、広告部分の材質や仕様が視認性に優れたものになっているか。 色合い、デザイン等が運転免許センター1階全体の雰囲気に調和しているか。 枠の材質が長期使用に耐えうる材質となっているか。 電力を使用する場合、省電力の工夫がなされているか。 	
設置、運用	<ul style="list-style-type: none"> 設備の落下や破損防止対策がとられているか。 設備の保守管理体制及び緊急時の対応が適切に確保されているか。 原状回復が容易な方法がとられているか。 情報更新が適切になされることになっているか。 	10点
広告の募集等	<ul style="list-style-type: none"> 広告枠の設定は適切か。 広告主の募集方法は適切か。 	10点
広告掲出料金	<ul style="list-style-type: none"> 広告掲出料金の提案は妥当か。 事業計画に沿った継続的な取組が期待でき、安定的な県の収入が見込まれるか。 	20点
社会貢献活動（今後1年以内に実施する予定のものも含む。）	<p>具体的事業（鳥取県内の取組に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者支援への協力 その他の社会貢献 	20点
計		100点

イ

採点

アの審査項目ごとに、次の5段階で評価し、得点化する。

評価結果	評価	採点化方法
内容が、非常に優れている	A	配点×1.00
内容が、優れている	B	配点×0.75
内容が、普通である	C	配点×0.50
内容が、劣っている	D	配点×0.25
内容が、非常に劣っている	E	配点×0.00

(2) 乗率

対象者について、提案された広告掲出料の年額が最も高い順に順位を付し、(1)により算出された合計得点に、次の率を乗じたものを当該提案の得点とする。

広告掲出料（提案額）の順位	乗率
1位	1.00
2位	0.95
3位	0.90
4位	0.85
5位以下	0.80

5 選定方法

4により最も高い得点を得た者を最優秀提案者として西部地区運転免許センター庁舎広告付表示

板設置事業者に選定する。また、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行い、選定結果については鳥取県警察ホームページにおいて公表する。

なお、応募者が1者であった場合、書類に不備がなければ審査会を開催することなく西部地区運転免許センター庁舎広告付表示板設置事業者に選定する。

ただし、業務仕様書は、本件業務の最低要求水準を目指したものである。したがって、企画提案が業務仕様書の項目を満たさない者であると評価された場合は、設置事業者に選定しない。

6 契約の締結

5により選定した者と契約締結の協議を行い、公有財産借受申請書を繳して、双方が合意に至った場合に契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、上記5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

7 契約保証金

免除する。

8 暴力団排除等

6により鳥取県と契約した者（以下、「契約事業者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。また、契約事業者が次に掲げる（1）及び（2）の事項のいずれかに該当するかどうかを調査する場合がある。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（3）貸付人において、借受人又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認めたとき。

9 その他

（1）提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする場合がある。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 広告料

契約事業者は、当該業者提出の提案書及び6による県との協議に基づき、広告料を鳥取県に納付しなければならない。

(4) 著作権の取扱い

県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(5) その他

詳細は、西部地区運転免許センター庁舎広告付表示板設置事業者募集要項による。